3　輸入締約国は、前条の規定に基づいて監査を実施することができる。

4　輸入締約国は、適当な場合には、1に規定する一覧表を公に入手可能なものとする。

5　一方の締約国は、この条の規定の範囲内において新たな法令を導入する意図を他方の締約国に通報し、及び他方の締約国がこれについて意見を提出することを認める。

第六・十条　地域的な状況に対応した調整

1　両締約国は、動物、動物性生産品及び動物性副産物に関し、国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約及び水生動物衛生規約に定める区域及び区画の制度を認識する。

2　輸入締約国は、輸出締約国の要請に応じ衛生上の輸入条件を定め、又は維持する場合には、輸入の許可又は維持の決定に向けた検討の基礎として、輸出締約国によって定められた区域又は区画を認める。

3　輸出締約国は、自国の2に規定する区域又は区画を特定し、並びに輸入締約国の要請があった場合には、国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約若しくは水生動物衛生規約に基づき、又は輸出締約国の権限のある当局の経験を通じて得られた知識を基礎として両締約国が適当と認めるその他の方法によって、十分な説明及びそれを裏付ける資料を提供する。

4　各締約国は、2及び3に定める手続及び義務が不当に遅延することなく実施されることを確保する。

5　両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、衛生植物検疫措置に関する専門委員会を通じ、国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約及び同事務局が採択する勧告に基づいて、衛生の状態についての相互の承認を定め、及び維持するための方法に関する情報を交換する。

6　一方の締約国は、国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約又は水生動物衛生規約の対象とされていない病気について、2に規定する区域又は区画を定めることができ、及び両締約国間の貿易において当該区域又は区画を適用することを他方の締約国と合意することができる。

7　両締約国は、植物及び植物性生産品に関し、国際植物防疫条約に基づいて作成された植物検疫措置に関する国際的な基準に定める有害動植物の無発生地域、有害動植物の無発生生産地、有害動植物の無発生生産用地及び有害動植物の低発生地域の制度並びに両締約国が両締約国間の貿易に適用することに合意する保護区域の制度を認める。

8　輸入締約国は、輸出締約国の要請に応じて植物検疫上の輸入条件を定め、又は維持する場合には、輸入の許可又は維持の決定に向けた検討の基礎として、輸出締約国によって定められる有害動植物の無発生地域、有害動植物の無発生生産地、有害動植物の無発生生産用地、有害動植物の低発生地域及び保護区域を認める。

9　輸出締約国は、自国の有害動植物の無発生地域、有害動植物の無発生生産地、有害動植物の無発生生産用地及び有害動植物の低発生地域又は保護区域を特定する。輸出締約国は、輸入締約国からの要請があった場合には、国際植物防疫条約に基づいて作成された関連する植物検疫措置に関する国際的な基準に基づき、又は輸出締約国の関連する植物検疫当局の経験を通じて得られた知識を基礎として両締約国が適当と認めるその他の方法によって、十分な説明及びそれを裏付ける資料を提供する。

10　7から9までの規定を実施するに当たり、技術的協議及び監査を実施することができる。技術的協議については、第六・十二条の規定に従って行う。監査については、有害動植物及び関係する品目の生物学を考慮しつつ、第六・八条の規定に従って実施する。

11　各締約国は、8から10までの規定に定める手続及び義務が不当に遅延することなく実施されることを確保する。

12　輸出締約国は、保護区域において検疫有害動植物が発見された場合にはいつでも、輸入締約国に直ちに通報し、及び輸入締約国の要請があったときは、関連する輸出を直ちに停止する。輸出締約国は、輸入締約国が輸出締約国によって提供される保証に満足することを条件として、輸出を再開することができる。

第六・十一条　透明性及び情報の交換

1　各締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第七条並びに衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書B及び附属書Cの規定に従って、次のことを行う。

(a)　次の事項について、透明性を確保すること。

(i)　衛生植物検疫措置（輸入条件を含む。）

(ii)　管理、検査及び承認の手続（義務的な行政手段、予想される期限並びに輸入に関する申請の受理及び処理を担当する当局に関する完全な詳細を含む。）

(b)　各締約国の衛生植物検疫措置及びその適用についての相互理解を促進すること。

(c)　他方の締約国からの妥当な要請に応じ、かつ、できる限り速やかに、自国の衛生植物検疫措置及びその適用に関する次の事項を含む情報を提供すること。

(i)　特定の産品の輸入に適用する輸入条件

(ii)　特定の産品の承認のための申請についての進捗状況

(iii)　他方の締約国の産品に対して実施する輸入検査の頻度

(iv)　両締約国間の貿易への悪影響を最小限にするため、両締約国間の貿易に影響を及ぼしており、又は影響を及ぼす可能性がある自国の衛生植物検疫措置の作成及び適用に関連する事項（利用可能な新しい科学的証拠に関する進展を含む。）

2　衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく締約国の通報により、1(a)及び(c)に規定する情報が利用可能なものとされた場合又は当該情報が当該締約国の公式で一般にアクセス可能な、かつ、無料のウェブサイトにおいて利用可能なものとされた場合には、当該情報は、提供されたものとみなす。

第六・十二条　技術的協議

1　一方の締約国は、人、動物若しくは植物の生命若しくは健康又は他方の締約国が提案し、若しくは実施する措置に関して重大な懸念を有する場合には、技術的協議を要請することができる。

2　一方の締約国による1に規定する要請に関し、他方の締約国は、不当に遅延することなく回答し、及び1に規定する懸念に対処するための技術的協議を行う。

3　各締約国は、貿易を混乱させることを避けるため又は相互に受け入れることができる解決を得るために必要な情報を提供するよう努める。

4　両締約国は、1に規定する懸念に対処するためこの条に定める仕組み以外の仕組みを既に設けている場合には、不必要な重複を避けるため、可能な範囲において、当該仕組みを利用する。

5　一方の締約国は、この協定による紛争解決手続を開始する前に、この条の規定に従い、他方の締約国の衛生植物検疫措置に関する1に規定する懸念を技術的協議を通じて解決するよう努める。

6　一方の締約国は、2に規定する他方の締約国の回答を受領した日の後九十日が経過した後はいつでも、又は両締約国によって合意される他のいずれかの時点においても、他方の締約国に対して書面により通報することによって、技術的協議を終了させることができる。

第六・十三条　緊急措置

1　一方の締約国は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な緊急措置を採用することができる。一方の締約国の権限のある当局は、当該緊急措置を採用する場合には、次のことを行う。

(a)　他方の締約国の権限のある当局に対して当該緊急措置を直ちに通報すること。

(b)　他方の締約国が書面により意見を提出することを認めること。

(c)　必要な場合には、前条に規定する技術的協議を行うこと。

(d)　(b)に規定する意見及び(c)に規定する技術的協議の結果を考慮すること。